

政治経済学会 ニュースレター

Japan Association of Political Economy 第10号 2018年9月

本号の目次

1. 第9回政治経済学会研究大会・総会をふりかえって
2. 事務局だより

第9回政治経済学会研究大会・総会をふりかえって

第9回政治経済学会研究大会・総会を ふりかえって

事務局長 高橋 百合子

2018年3月4日(日)に早稲田大学早稲田キャンパス3号館で、政治経済学会の第9回研究大会・総会が開催されました。今大会は、自由論題セッション3つ、自由企画1つと一般公募によるセッションに加え、学会企画「今、改めて「憲法」を科学する」が設置されました。さらに、早稲田大学スーパーグローバル大学創成支援事業(SGU)実証政治経済学拠点との共催企画として、招聘教員のJeffrey S. Selinger先生による特別講演「Party Polarization, Past and Present: A Historical Perspective on Political Divisions in the U.S.」が企画され、大変盛況な研究大会となりました。

今年度は、「行政・地方自治の諸相」という自由企画において、日本の行政に関する3つの報告が行われました。そして自由論題セッションでは、政治思想、比較政治、環境経済、議会政治の分野を中心に、若手研究者による斬新な研究についての報告がなされました。また、各報告について、

それぞれの研究分野でご活躍の学内外の研究者の方々が討論者、司会としてセッションを盛り上げてくださり、大変有意義な学术交流の機会となりました。ご協力いただきました皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

自由企画、自由論第、特別企画、特別講演の報告・討論の内容につきましては、以下の大会報告をご覧くださいませと幸いです。

また今年度は、日本統計学会の春季集会在、同日に同じ3号館の別階で行われました。両学会間の相互交流を促すことを目的とし、それぞれの会員は、いずれの大会・集会にも自由に参加する配慮がなされました。さらに、研究大会の後には3号館にて懇親会が開催され、研究大会にご参加くださった方々が、さらに交流を深める貴重な機会となりました。

前年通り、研究大会、総会、懇親会の準備段階から当日の運営にいたるまで、早稲田大学政治経済学術院の助手の皆様、事務局の方々に多大なお力添えをいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

2018年度の研究大会は、2019年3月10

日(日)に開催される予定です。今年度も、自由論題、自由企画セッションが設置される予定です。政治経済学会の会員の皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

自由論題・自由企画の応募の締め切りは、2019年1月7日(月)事務局必着とさせていただきます。詳細につきましては、以下の事務局だよりをご覧くださいませと幸いです。

本学会の研究大会においては、政治学と経済学に関する研究の報告、議論を通じて相互理解を深めるだけでなく、分野を横断する試みも行われました。引き続き、「政治経済学」という学問分野のさらなる発展に貢献してゆくことも、本学会が果たすべき役割であることを再認識した研究大会でした。

各分科会の報告と討論

<自由企画：行政・地方自治の諸相>

司会：縣 公一郎(早稲田大学)

報告：河合 晃一(金沢大学)「行政組織の制度設計と自律性」

討論：大谷 基道(独協大学)

報告：渡辺 有希乃(早稲田大学)「日本の公共調達行政におけるPFIの役割」

討論：宇野 二郎(札幌大学)

報告：阿部 慶徳(早稲田大学)「戦前期における参事会制度の変遷とその運用」

討論：黒澤 良(一般財団法人 行政管理研究センター)

河合報告の要約：

河合報告では、戦後日本で設立された中央省庁組織を分析対象に、政治権力に対する行政組織の自律性がいかなる要因によ

って規定されているのかを議論した。

官僚制への委任という観点から行政組織の制度設計に着目する従来研究では、政治的不確実性の程度、換言すれば政権交代の可能性の大きさを、行政組織の自律性の程度を決める重要な要素と位置付けてきた。しかし、河合報告では、そのような従来研究のモデルに批判的な立場をとり、政治的不確実性の程度では日本の中央省庁組織の制度設計を適切に説明できず、むしろ、野党との合意調整に必要な取引費用こそが、組織の自律性を決定する重要な要因であると主張し、統計手法による仮説検証を行った。具体的には、行政組織の自律性の程度を示す組織形態と組織の制度配置の2つを従属変数として、衆議院および参議院における与党の議席占有率や内閣支持率といった政治的要因等がもつ因果効果をロジスティック回帰により検証した。

その検証の結果、参議院における与党の議席占有率と組織形態のあり方との間に有意な関係性が確認され、報告者の主張する野党との合意調整に必要な取引費用が組織の自律性を規定していることが示唆された。

これに対して、討論者の大谷氏からは、各行政組織が所管する政策の類型や戦後直後の占領期改革といった変数は組織の自律性に影響を有していないのか、といった質問があった。また、フロアからは、野党の選好が与野党交渉におけるバーゲニングパワーにどのように結びついているのか理論上検討する余地があるのではないか、さらに、野党の議席状況(野党が大政党であるのか、複数の小政党なのか)等も分析の独立変数として考慮すべきではないか、といったコメントがあった。報告者は、大谷氏からの質問に対して、指摘の

要因は分析上考慮したが有意な影響を確認できなかったと回答し、フロアからのコメントに対しては、今後の研究課題として、検討すべき先行研究の範囲拡大と理論の精緻化を図っていきたいと述べた。

渡邊報告の要約：

渡邊報告は、「Value for Money (VFM) の実現」を政策意図とする Private Finance Initiative (PFI) が、日本の公共調達行政において果たした現実上の役割と、その背景要因を考察することを目的に展開した。

まず報告者は、日本の公共調達の実施実態を説明するうえで、入札の「競争性」がキーワードとなることを示したうえで、指名競争入札や談合に支えられた歴史に触れ、日本の公共調達行政は競争緩和志向であることを示した。一方 PFI についても、案件の複雑性ゆえに入札の競争性が低下しがちであることを、理論と実証の双方から検討した。そしてこれらの議論から、PFI は「VFM の実現」という本来の政策意図よりもむしろ、「入札における競争性を緩和する」という実際的な性質を理由として、日本の公共調達の伝統的な競争緩和志向と親和した可能性を指摘し、仮説「PFI は日本の公共調達行政の伝統的な性質を強化する役割を果たしている」を提示した。

続いて報告者は、入札調書分析とアンケート調査を用いた仮説検証の方針を示したのち、PFI が前述のような役割を果たすことになった背景要因を、競争政策の性質に注目して考察した。ここでは、PFI 発祥国イギリスを含む欧米では VFM 追求を目指した競争政策が強力である一方で、産業政策優位の日本では、ゼネコン汚職摘発を背景に競争的な入札方式を形式的に導入したにすぎず、「VFM 追求を意図した競争

政策」は進展していないことが指摘された。

これに対し討論者の宇野氏は、VFM 実現の経路には①競争と②創意工夫の二者があることに触れ、競争が弱められたとしても、対話などの方式で創意工夫が担保されるのであれば、VFM の実現が認められる可能性を指摘した。報告者はこれに賛同し、競争緩和が品質向上に貢献する可能性に言及したうえで、多方面から VFM 評価を行ったうえで議論を展開する必要性を述べた。一方こうした思考が極めて日本的であることにも触れ、欧米では創意工夫の背景にも競争が期待されていることについて付言した。

阿部報告の要約：

これまでの近代都市史研究や地方制度史研究においては、研究対象は東京・大阪などの大都市に集中しており、その分析によって得られた知見を他の中小都市へ適用することが多かった。しかし、東京をはじめとする巨大都市への分析のみでは、各地方都市の動態を捉えることはできない。そこで、阿部報告では、秋田市を事例として市参事会のルーティーンがどのように執行され、いわゆる都市名望家が行政に参与していたのかの一端を当時の議事録を分析することで明らかにした。

これに対し、討論者の黒澤氏は主に以下の2点を指摘した。①本報告が明治期地方自治制度研究に対し、いかなる貢献をし、どのような修正、あるいは知見を付け加えることができるのか。②なぜ秋田市の参事会に注目するのか。全国の「市」のなかでの秋田市の特徴、また研究対象とする意義はどこにあるのか、という点である。

報告者は①に対して、巨大都市中心に偏っていた都市史に対して、中小都市への分

析で得られた知見を加えることで、明治政府が構想した各都市の全国的な役割を明らかにできること、また明治 21 年に公布された市制は通説的に増大する事務に対応できずに改正に至ったと説明されるが、地方都市においては合議制執行機関としての市参事会が問題なく都市経営を行っていたと応答した。②に対しては、秋田市は県庁が設置され、明治政府によって「政治的拠点」として位置づけられたものの、他の拠点性（師団、大学、港湾など）は付与されず、他の地方都市よりも重視されたわけではないこと、一方で、そのような地位に置かれた都市は秋田市以外にも盛岡市など 16 都市存在することから、例外的な事例ではなく、秋田市の事例研究から他の都市への適用可能な知見を引き出しうると応答した。

<自由論題 (1)>

司会：岸見 太一（早稲田大学）

報告：田畑 真一（早稲田大学）「Stability in Habermas」

討論：谷澤 正嗣（早稲田大学）

報告：押谷 健（早稲田大学）「Is Morality a Relationship? The Possibility of a Relational Account of Morality」

討論：瀧川 裕英（立教大学）

田畑報告の要約：

The purpose of this presentation is to reconsider the validity of Habermas's co-originality thesis of private and public autonomy. This thesis has been frequently discussed since it was formulated in *Between Facts and Norms*. In the past, liberal theorists have criticized the co-originality thesis. In addition to this

theoretical question, a new practical question is brought up by the rise of populist movements. I believe that the recent rise of populist movements seems to cast doubt on the validity again.

In this paper, first I show the basic argument of Habermas's co-originality thesis. This thesis means that the relationship between private and public autonomy is a mutually supportive one. Second, I consider liberal criticism to it, especially paying attention to Charles Larmore's views. He criticizes that Habermas actually makes public autonomy prior to private autonomy. In addition, Liberals have another worry that public autonomy threatens private autonomy in populist movement. Finally, responding to liberal criticisms, I clarify that deliberative politics, derived from the co-originality thesis, is stable enough to protect the individual rights. The rights have been created from the mutually supportive relationship between public and private autonomy.

I conclude that the co-originality thesis has a strong point, indeed namely its stability. The strong point results from the fact that the thesis draw its credibility from the reconstruction of citizen's practices in modern society. The protection of individual rights become stable through citizen's practices. Therefore, if we want to vigorously protect individual rights, we must be more strongly committed to the constitution as an ongoing democratic project. The constitution is not just given, but the achievement of the mutually supportive relationship. We must create the rights themselves and develop them as 'our' project. That is the only way to give the individual rights a protection that is strongly enough to keep the

populist threat at bay.

押谷報告の要約：

The presentation investigated the appeal and defensibility of Scanlon's contractualist view. In particular, Scanlon's relationship-based approach was defended from the following two criticisms: that the moral relationship Scanlon identifies is too abstract to ground moral requirements, and that our moral reasons to respect the basic rights and claims of others cannot be subject to modification by an impairment in this relation. With regard to the first criticism, it was pointed out that the moral relationship is a substantive relationship that applies between rational beings, who are mutually vulnerable to the reasons that others recognize as appropriately governing their conduct towards each other. With regard to the second criticism, it was argued that the moral relationship does appear to be subject to modification when someone manifests a failure to appreciate any reason whatsoever to treat others in ways that others could not reasonably reject.

Two comments were made by Professor Hidehiro Takikawa (Rikkyo University). First, doubts were raised regarding whether it is possible for Scanlon's relationship-based approach to adequately explain why we have moral obligations towards strangers who we have never interacted with. Second, it was pointed out that the relationship-based approach appears to commit itself to the counter-intuitive idea that those who engage in immoral actions thereby forfeit their right to moral treatment entirely. In response to the first comment, the presenter responded that that further conceptual

analysis into the notion of a "relationship" is required to substantiate Scanlon's claim. In response to the second comment, the presenter suggested that a relationship can be impaired by various degrees, and that the counter-intuitive implication that agents who impair the moral relationship thereby forfeit their basic moral rights may be avoided by engaging in a more careful examination of the various ways in which a relationship can be said to be impaired.

<自由論題（2）>

司会：坂口 可奈（早稲田大学）

報告：Pau Sian Lian（早稲田大学）「An analysis of the Myanmar federalism from the perspective of Consociationalism」

討論：坂口 可奈（早稲田大学）

報告：市岡 卓（法政大学）「シンガポールにおけるイスラーム過激主義への対応をめぐる問題－「テロの時代」におけるムスリムの包摂と排除－」

討論：坂口 可奈（早稲田大学）

Pau Sian Lian 報告の要約：

After studying the society and politics of the Netherlands, Lijphart proposed a political theory, namely, consociationalism. Consociationalism aims to promote and promise a democratic solution to societies confronted by durable ethnic division and political conflicts. Consociationalism has four major components: executive power-sharing, proportionality that characterizes the allotment of government revenue and the state budget; the right of every group to veto any agenda that would negatively affect its members; and the

self-government of each ethnic group. Consociational theory derives from the cases of four western European countries—Austria, Belgium, the Netherlands, and Switzerland—where different ethnic groups live in different geographical regions. Although citizens in those countries use distinct languages and adhere to various religions, they maintain a system of consociationalism in their governance systems, possess the power to veto, and have rights to power-sharing. The purpose of my presentation was to offer an illustrative analysis in order to determine why Myanmar cannot build a suitable federal governmental system in general, and what particular arrangements should be in place while relating to the federal constitution of Switzerland.

My conclusion is Myanmar currently demonstrates a need to reach political consensus among all ethnic groups and ethnic arms groups in the country regarding equality among them. To reach such consensus, a consociational type of federal democratic constitution can help. As a severely divided country, Myanmar needs to strengthen ties between democracy movements and ethnic rights movements in order to construct a federal democratic system. Constitutional arrangements alone are insufficient to the task of building a federal society; by contrast, multiple sectors, including education, media, and civic law, need to continually collaborate.

After the presentation, Dr Kana Sakaguchi discussed the importance of studying other countries where the Consociationalism failed to accommodate such kind of severely divided societies. In order to make the study comprehensive, she encouraged to critically

analyze and continue researching other practical variables other than the 4 components Consociationalism in order to solve Myanmar political conflicts.

市岡報告の要約：

市岡報告は、シンガポールにおけるイスラーム過激主義への対応をめぐる問題について、ムスリムの包摂と排除の観点から論じ、政府による宗教の管理へのムスリムのリーダーたちの対応について解明を試みた。

シンガポールは、ムスリムの宗教実践を支援する様々な制度が整備されている点では、ムスリムに対し包摂的であるが、それらの制度が政府によるイスラームの管理の手段となっている点では、ムスリムに対し排他的である。シンガポールは、差異を脅威とみなし抑制する多人種主義の下で、宗教に対する管理を強化してきた。特にイスラームは、「マレー人の海に浮かぶ華人の島」という環境の中で、さらに、国内外での過激主義をめぐる動きの中で、一層厳しい管理の対象とされてきた。

本報告は、政府によるイスラームの管理に対するムスリムのリーダーたちの対応に焦点を当て、ムスリムの低い社会的地位や過激主義によるステレオタイプ、差別、さらにはテロが起きた場合のバックラッシュへの恐れから、リーダーたちが政府の政策に対する異議申立てを自制し、このことによってムスリムの包摂と排除に関わる様々な問題が解決されないままになることを論じた。

これに対し討論者の坂口氏は、シンガポールでは人民行動党 (PAP) が権威主義体制の下で国民を強力に管理していると一般に理解されるが、市岡報告は、それだけ

ではなく管理される側のマイノリティが異議申立てを自制する面を論じる点に意義があると指摘した。その上で坂口氏は、さらに言えばマイノリティが自制を働かせるよう仕向けることも含めた PAP の戦略があるのではないかと問題提起した。報告者は坂口氏の問題提起に対し、確かに実態を見れば、政府がテロの脅威やバックラッシュへの懸念を強調することで、ムスリムのリーダーたちが異議申立てを自制する環境が作られており、そのことも含め PAP の戦略とみられる状況が確かにあるが、その検証は今後の課題としたいと回答した。

<自由論題 (3)>

司会：板倉 孝信（早稲田大学）

報告：矢島 猶雅（早稲田大学）「都道府県による温室効果ガス排出量削減取組等表彰制度の計量分析 —製造業部門の定量評価—」

討論：野口 晴子（早稲田大学）

報告：五ノ井 健・小川 寛貴（早稲田大学）「二院制の機能再考—平和安全法制をめぐる国会審議の分析—」

討論：浅野 正彦（拓殖大学）

矢島報告の要約：

矢島報告は、近年、都道府県で普及している事業所の温室効果ガス排出量削減取組みを表彰する制度が排出量削減に寄与しているかを、都道府県別製造業部門の業種別集計データを用いて計量分析した。ただし、分析する温室効果ガスは CO₂ に限定し、製造業部門の業種はデータに欠損がないもののみを用いている。

表彰制度は、1990 年代より導入が始ま

り、2014 年の段階で約 20 都道府県が実施している。制度のシステムは、都道府県が広く取り組みの公募を出し、それに事業所が応募する「公募型」と、事業所が排出量削減などに関するプログラムに参加し、その中で優秀な取り組みを表彰する「プログラム参加型」の大きく二種類に分けられる。また、表彰された場合にも、表彰とその旨が公表されるだけの場合と、低利子融資といった経済的な優遇措置が付加される場合がある。矢島報告は、これらを区別して計量分析を行った。

その結果、公募型の表彰制度にのみ頑健な排出量削減効果が確認され、表彰制度を導入している場合、そうでない都道府県と比べ約 10%程度 CO₂ 排出量が減少していることがわかった。また、導入時点からの効果を見た場合、1 年あたり約 2%の CO₂ 削減効果が見込めることがわかった。また、さらなる追加分析として、公募型の表彰制度に注目して内生性の有無を検定した結果、積極的な内生性は確認されなかった。

以上の報告に対し、討論者の野口晴子氏は、大きく次の二点を指摘した。第一に、分析対象とした業種についてである。分析に製造業のいくつかの業種を含めていない点について、製造業部門では業種によって CO₂ 排出量が大きく異なること、表彰されやすい業種とされにくい業種がある可能性を指摘した。第二に、計量モデルについてである。集計時系列データが用いられていることから系列相関の可能性や、公募型表彰制度以外の要素に関する内生性の検証をすべきではないか、などといったことを指摘した。

報告者はこれらの指摘をいずれも重要であるとし、分析から除外している業種を含めた場合の分析や、異なる推定手法など

を用いた頑健性のチェックを検討すると回答した。

五ノ井・小川報告の要約：

本報告では、日本の二院制研究において審議内容に着目した研究が少ないことを背景として、衆議院と参議院の審議内容に差があるかを分析した。本報告の目的は、探索的ではあるが議事録データを用いて両院の審議内容を分析し、両院の審議内容に差異があるかを確認することで、日本の二院制における両院の役割や機能を検討する材料の1つを得ることである。具体的には、「平和安全法制関連2法」を事例として、2015年に開かれた「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」の議事録データを用いた分析を通して、両院の審議内容の相違を記述した。

分析からは、第1に、両院で扱うテーマについては民主党、維新の党、共産党の野党3党及び政府参考人・政府特別補佐人、参考人・公述人のそれぞれについて、両院で一定の差異が存在することが明らかになった。第2に、テーマ内の個別論点に関する分析からは、民主党には多くの論点に関して両院の差異が確認されたが、維新の党や共産党では民主党ほど明確な差異は確認されなかった。

以上の審議内容の探索的分析からは、衆議院と参議院で必ずしも似たテーマや話題が同じような比率で扱われているわけではないこと、参議院は必ずしも衆議院と同様の審議を繰り返す「カーボンコピー」ではなく、審議内容面において衆議院とは一定の差別化がなされていることが明らかになった。本報告は、二院制のあり方を考察するにあたって、両院間での審議内容の差異に着目して議論を行う必要性を示

唆している。

討論者の浅野正彦教授（拓殖大学）からは、探索的な分析としては一定の成果を挙げている一方で、先行研究との関連で参議院の役割や機能をいかに捉えるのかという結論が曖昧であること、個別論点の分析について民主党以外に両院の審議内容に明確な差異が見られなかったことの意味が説明されていないこと、与党も考慮した分析を行う必要性が指摘された。また、今後の分析の方向性として、政党のインセンティブを考慮した理論的検討を行う必要性が指摘された。

<特別講演>

司会：吉野 孝（早稲田大学）

報告：Jeffrey S. Selinger

(Visiting Associate Professor/Waseda University)

「Party Polarization, Past and Present: A Historical Perspective on Political Divisions in the U.S.」

※早稲田大学 スーパーグローバル大学創成支援事業（SGU）実証政治経済学拠点 との共催

報告の要約：

Generations of American political scientists have argued that conditions in the U.S. inhibit the development of party polarization. Yet here we are, in 2018, bearing witness to the back-and-forth of two American parties that are more polarized than ever. What happened? In this lecture, Jeffrey Selinger will describe how polarization emerged as a defining feature of U.S. party politics. His account will focus on two dimensions of this problem: how “old” conditions which once discouraged polarization

have diminished in importance over time, and how the capacity of elite groups to defuse polarizing controversies has waned. Along the way, he will offer some historical perspective on the developments that have made Donald Trump's rise to power possible.

<学会企画>

今、改めて「憲法」を科学する>

司会：高橋 百合子（早稲田大学）

報告1：川岸 令和（早稲田大学 専門分野：憲法学）

報告2：田中 孝彦（早稲田大学 専門分野：グローバルヒストリー、冷戦史、戦後日本外交史）

報告3：鎮目 雅人（早稲田大学 専門分野：日本経済史）

2017年10月に行われた第48回衆議院選挙の結果、憲法改正を目指す政党の議席数が発議に必要な両議院議員の3分の2を超えた。しかしながら、各党が目指す改正の中身は区々であり、具体的な方向性は定まっていない。一方、従来は護憲勢力とされてきた政党のなかにも、平和主義を維持しつつ時代に合わせた改正は必要ではないかとの意見も聞かれるが、その具体的な中身に関する議論が深まっているとはいえない。こうした状況を反映して、憲法問題に関する国民の理解が高まっているとは言えない。本パネルでは、そもそも憲法とは何か、なぜ憲法がつくられてきたのか、憲法によって日本の社会にどのような影響があったのかを整理し、憲法を巡る諸問題を考えるための視点の提供を試みた。

最初の川岸報告では、「憲法とは何か？」という根本的な問いに対して、憲法規範の特徴、政治との関係からアプローチするこ

とが試みられ、憲法を理解することが何故困難なのか説明がなされた。続く田中報告では、国際政治との関係から憲法が論じられた。憲法9条の国際政治的意義、機能的意義について、歴史的経緯（世界政治の構造変動と安全保障構造の変化）を踏まえつつ、問題提起がなされた。最後に、鎮目報告では、日本の憲法について経済史の観点からの分析がなされた。特に、日本国憲法が作られた意図、経緯、およびその対内的・対外的意義が、歴史的変化という大きな文脈の中で論じられた。

3つの報告に対してフロアからは多数の質問が寄せられ、質疑応答を通して、参加者と報告者の間で活発な議論が繰り広げられた。憲法を改めて考えることを目的とした本パネルでは、何らかの結論を導くのではなく、今後の議論のための重要な問題提起がなされた点で、有意義な研究交流がなされた。

事務局だより

【2017 年度総会議事録】
 日時：2018 年 3 月 4 日（日）
 17 時 15 分～17 時 30 分
 会場：早稲田大学 3 号館 305 号室
 議題：1. 開催挨拶 高橋百合子事務局長

手数料	432 円
人件費	18,000 円
学会当日諸経費	229,793 円
支出合計	459,125 円

2017 年度繰越金 1,302,397 円

2. 2017 年度事業報告

高橋百合子事務局長

- (1) 第 9 回研究大会の開催
- (2) ニュースレター第 9 号の発行
- (3) ホームページの運営
- (4) 過去 5 年間の会費納入状況明細書の発行・発送

3. 2016 年度会計報告

高橋百合子事務局長

政治経済学会 2016 年度収支報告

(2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで)

収入

2016 年度繰入金 1,496,379 円

2015 年度会費納入小計 149,000 円

内訳：郵便振込み 130,000 円

現金 19,000 円

懇親会費 16,000 円

2015 年度学会補助金 100,000 円

利子 143 円

収入合計 1,761,522 円

支出

NL印刷発送費 36,621 円

プログラム印刷郵送費 12,224 円

インターネット利用料 7,318 円

パソコン・ソフト購入

費 151,450 円

文具購入費 3,287 円

5. 2018 年度事業計画について

- (1) 第 10 回研究大会の開催（※）
- (2) ニュースレター第 10 号の発行
- (3) 全会員に対する年会費振込用紙の郵送

※第 10 回の政治経済学会研究大会は、2019 年 3 月 10 日（日）に早稲田大学で開催されます。なお、第 9 回理事会・総会で 3 月 3 日（日）の案が可決されましたが、早稲田大学入試予備日の立入禁止期間と重なるため、その後理事・監事の審議を経て 3 月 10 日（日）の開催が正式に決定しました。

【政治経済学会 第 10 回研究大会 自由企画セッション・自由論題報告 公募のお知らせ】

2019 年 3 月 10 日（日曜日）に開催される政治経済学会の第 10 回研究大会（於 早稲田大学）では、自由企画と自由論題報告を募集いたします。企画および報告の応募を希望される方は、下記の要領にしたがってご応募ください。

(1) 自由企画

自由企画は、報告・討論・司会をパッケ

ージにご提案いただくものです。さまざまな共同研究の発表の場として、また自由な研究交流の場として、自由企画のご応募をお待ちしております。学会のますますの活性化のため、会員の皆様で企画をご相談のうえ、グループにてふるってご応募下さい。英語での報告・討論を含めることも可能です。報告者の人数は原則として3名といたします。すべての報告者は事前にフルペーパーを提出し、討論者に送付することが義務付けられます。提出されたペーパーは、学会ホームページに掲載されます。

(2) 自由論題

自由論題は、単独でご報告される会員のための発表の場です。論題は自由です。英語での報告も可能です。報告者は事前にフルペーパーを提出し、コメンテーターに送付することが義務付けられます。提出されたペーパーは、学会ホームページに掲載されます。

応募に関する重要なお知らせ

これまで自由企画・自由論題の応募をメールにて受け付けておりましたが、**第8回研究大会より政治経済学会専用URLにて応募を受け付けております。**

応募方法：報告希望者は**2019年1月7日(月)**までに(当日必着)、下記の項目を事務局URLに記入してください。(フルペーパーの締め切りは大会開催の10日前頃を予定しています。)

自由企画・自由論題 応募専用URL

<http://www.jape-net.org/meeting/contact.htm>
1

①氏名、②所属、③連絡先(確実に連絡の取れる電子メールアドレスを必ずお書きください)、④企画および報告のタイトル、⑤企画または報告の内容の要旨(800字～1,200字程度)、⑥自由企画の場合には、企画の参加者全員の氏名と所属、⑦自由論題の場合には、第1希望と第2希望のコメンテーターの氏名、所属、連絡先(電子メールアドレス等)。

2019年1月下旬までに審査を行い、採否を決定のうえ、お知らせいたします。

応募資格：自由企画の代表者は、現在会員の方に限ります(パネルには非会員を含めても構いません)。自由論題は原則として会員に限られますが、入会申請書を研究大会前に提出した非会員は、会員に準じて大会参加の資格を得ることができます。入会申込書の提出は大会1ヶ月前を期限とします。非会員で自由論題報告に応募する場合は、入会申請予定であることを明記して下さい。

自由論題報告については、指導教授の推薦があり、学会が適当と認める場合には、2019年3月に修士課程を修了予定の大学院生(修士課程生)も報告が可能です。その場合は、学会ホームページから指導教授の方に御記入いただく当会所定の推薦状用紙をダウンロードし、報告の応募を行う際に併せて提出して下さい。下記の宛先に、郵送・学内便、または電子メールで送付してください。

推薦状の送付先

〒169-8050 新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学政治経済学術院

高橋百合子研究室
電子メールアドレス：
ytakahashi@waseda.jp

ご不明の点がおありの節は、事務局まで
お問い合わせください。ご応募およびご質
問のメールは、以下までお寄せください。

事務局メールアドレス
jape-office@list.waseda.jp

政治経済学会ホームページ
<http://www.jape-net.org/>

【会費納入について】

会費は、2018 年度分を、郵便局を通して
納入下さい。口座番号と会費は以下の通り
です。

郵便振替の場合

00180-5-441193
口座名称 政治経済学会
口座名称 (カナ) セイジケイザイガッカイ

銀行振り込みの場合

ゆうちょ銀行 (9900)
店番 019
店名 (カナ) 〇一九店 (ゼロイチキュウ
店)

預金種目 当座
口座番号 0441193
口座名義 セイジケイザイガッカイ

年会費

現職の教員、研究員、助手 2000 円
院生、ポストドクター 1000 円
※満 70 歳以上の会員の方は年会費不要で
す。

年会費につきましては、学会の円滑な運
営のために、早い時期に納入いただければ
幸いです。以前の会費を未納の方は、この
機会に合わせて納入していただけますよ
う、お願いいたします。

なお、休会の規定は設けておりませんの
で、ご了承のほどお願いいたします。

【名簿更新について】

当学会は、情報環境の変化への対応や学
会運営コスト削減のため、ニューズレター
の電子データ化や学会関係の案内の E メ
ールによる送付を順次進めて参ります。

つきましては、2018 年度の所属や住所
変更とともに、E メールアドレスのご登録
をお願い致します。また、既にご登録いた
だいているにもかかわらず、当学会からの
案内・連絡が E メールで届いていないよう
でしたら、よくお使いになるアドレスを改
めてご登録ください。

下記の専用 URL までアクセスして更新
情報を記入ください。

名簿更新専用 URL
<http://www.jape-net.org/meibo/contact.html>

2018 年 9 月
発行：政治経済学会
代表理事 梅森直之
事務局長 高橋百合子

〒169-8050
東京都新宿区西早稲田 1-6-1
早稲田大学政治経済学術院
政治経済学会 事務局

TEL 03-3208-8534
FAX 03-3208-8567